

# 広島市医師会運営・安芸市民病院売店運営事業公募型プロポーザル説明書

## 1 目的

広島市医師会運営・安芸市民病院（以下「病院」という。）では、患者等へのサービスの向上と効率的な運営を図るため、民間事業者による売店運営を導入している。

現在の契約は平成 24 年度に締結しており、新棟開院に向けて、改めて運営事業者を募集するものである。

専門業者のアイデアやノウハウを活用し、病院にとって最適な売店とするため、公募型プロポーザルにより設置運営事業者を公平かつ公正に選定する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

広島市医師会運営・安芸市民病院売店運営事業

### (2) 業務内容

病院内における売店の運営

### (3) 協定期間

協定を締結した日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### (4) 営業開始日

令和 8 年 11 月 2 日

## 3 病院の概要

### (1) 名称及び所在地

広島市医師会運営・安芸市民病院（広島市安芸区畑賀二丁目 14 番 1 号）

### (2) 病床数：一般病棟 40 床

地域包括ケア病棟 40 床

緩和ケア病棟 20 床

介護医療院 40 床

外来透析室 16 床

### (3) 患者数（令和 7 年度実績）

#### ア 入院患者数

延べ 47,329 人（1 日当たり 129.7 人）

（内訳）

内科	外科	透析科	緩和ケア
24,991 人	11,061 人	5,313 人	5,964 人

#### イ 外来患者数

延べ 38,868 人（1 日当たり 160.6 人）

（内訳）

内科	外科	小児科	リハビリテーション科	透析科	緩和ケア
21,204 人	4,948 人	5,809 人	110 人	6,572 人	225 人

(5) 職員数

約170人（非常勤・臨時職員を含む。この職員数は総数であり、1日当たりの職員数ではありません。）

(6) 診療日時

ア 診療日

水曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）及び8月6日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く毎日

イ 診療時間

午前8時30分から午後5時まで

(7) 救急医療

救急告示病院としての診療のほか、土・日曜日及び祝日の午後6時から午後11時までの間の準夜帯診療を実施（令和7年度患者数：125人）。

#### 4 売店の概要

(1) 場所

新棟1階（別図参照）

(2) 延床面積

41.2776㎡

(3) 構造

鉄筋コンクリート造

#### 5 担当部局

広島市健康福祉局保健部医療政策課市立病院係

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2668（直通）

FAX 082-504-2258

E-Mail [healthed@city.hiroshima.lg.jp](mailto:healthed@city.hiroshima.lg.jp)

#### 6 運営条件

(1) 営業条件

ア 営業日

前記3(6)アに定める診療日を基本とする。ただし、利用者の利便性向上等の観点から、営業日の拡大について提案することができる。なお、最終的な営業日は本市と協議した上で決定する。

イ 営業時間

午前8時30分から午後5時までを基本とする。ただし、運営事業者からの提案により変更することができる。なお、午前10時から午後3時までは必須営業時間とし、最終的な営業時間は本市と協議した上で決定する。

#### ウ 従業員の配置

売店のレジは有人レジとし、営業時間中は従業員を配置すること。

#### エ 病院が指定する医療品等（別紙1を参考）については必ず取り扱うこと。

その他、運営事業者は利用者の利便性向上に資する商品を提案し、販売することができるものとする。なお、詳細な取扱商品等は、本市と協議した上で決定する。

#### オ 酒類、タバコ及び青少年に有害な図書・ビデオ類は販売しないこと。

### (2) その他の条件

ア 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、フランチャイズ制を導入し、事前に本市の承認を得た場合はこの限りではない。

イ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。

ウ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、病院職員の指示に従うこと。

エ 看板等の色彩、寸法及び数量については、病院施設との一体性の確保に留意することとし、事前に市の承認を受けること。

エ 売店に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

オ 従業員の接遇研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。

カ 提案書に記載した「その他の提案」は、市の承認を得て実施すること。

## 7 施設設備の整備区分・費用負担等

### (1) 施設設備の整備区分

施設設備に係る本市と運営事業者の整備区分は別紙2のとおりである。

### (2) 費用負担

次に掲げる費用については、運営事業者の負担とする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づく、行政財産使用料は免除する。

ア 使用料（運営事業者からの提案による）

イ 施設設備の維持管理、修繕、交換（蛍光灯の交換等）等

ウ 店舗内の清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、警備、廃棄物の処理及び害虫駆除等

エ 電話の回線使用料及び通話料

オ 光熱水費

## 8 全体スケジュール

令和8年7月 9日（木） 公示

令和8年7月15日（水） 現地見学申込期限

令和8年7月22日（水） 参加申込書及び質問書提出期限

令和8年7月28日（火） 提案書提出期限

令和8年8月1週目 審査結果通知

## 9 現地見学会

見学希望者は次により見学申込書（様式1）を提出すること。

### (1) 申込期間

公示日から令和8年7月15日（水）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

- (2) 提出場所  
前記4に同じ。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (4) 現地見学会実施日程  
7月21日（火）午前中。時間は希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみ行うこととし、質問がある場合は「11 質問の受付及び回答」により行うこととする。

## 10 参加申込

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式3） 1部
  - イ 添付書類 各1部
    - （ア） 定款
    - （イ） 登記事項証明書又は登記簿謄本
    - （ウ） 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料）
    - （エ） 会社概要（設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要がわかるもの）
    - （オ） 他の病院での売店の契約実績（140床以上3年間以上の実績）がわかるもの（契約書の写し等）
    - （カ） 誓約書（様式5）
    - （キ） 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (2) 提出期間  
公示日から令和8年7月22日（水）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 提出場所  
前記5に同じ。
- (4) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (5) 結果通知  
提出された参加申込書により資格確認審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付する。

## 11 質問の受付及び回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間  
公示日から令和8年7月22日（水）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
  - イ 提出書類及び方法  
質問書（様式2）を前記5へ電子メール又はFAXで提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、前記5において令和8年7月27日（月）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで及び同月28日（火）午前8時30分から正午まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 12 提案書の提出

### (1) 提案書（様式4）

提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

### (2) 提出部数

正本1部、副本9部

### (3) 提出期限

参加申込書（様式3）を提出した日から令和8年7月27日（月）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで及び同月28日（火）の午前8時30分から正午まで。

### (4) 提出場所

前記5に同じ。

### (5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 13 審査方法

(1) 提案書の審査は、広島市医師会運営・安芸市民病院売店運営事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### (2) 審査基準

別添「提案書評価票」のとおり。

### (3) 受託候補者の特定

- ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最終候補者として選定する。
- イ 得点の総計が最も高い提案申込者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 14 審査結果の通知

(1) 審査の結果は、全ての提案申込者に書面により通知する。

(2) 審査結果に係る照会及び異議申立等は、受理しない。

(3) 審査結果の通知後速やかに、評価結果及び最終週提案申込者について市ホームページで公表する。

## 15 受託候補者との協定締結

(1) 受託候補者として審査委員会が特定した者と協定を締結する。

(2) 受託候補者が正当な理由なくして協定を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、協定を締結する。

### (3) 契約の条件

別添「協定書（案）」のとおり。

## 16 その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した提案書は無

効とする。

- (3) 参加申込書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書及び提案書は、添付書類を含め返却しない。
- (5) 参加申込書及び提案書は提出期限後においては、差換え、再提出ができない。参加申込書及び提案書に虚偽の記載等の不正行為があった場合は、失格等の措置を講じる場合がある。
- (6) 提出された参加申込書及び提案書に係る内容は、設置運営事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の最終候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。